

ヨーロッパ史における十二世紀

増田四郎

一 問題提起

(1) ヨーロッパ史における十二世紀

ヨーロッパ大陸の歴史にも通曉し、現代的関心に発した新しい視角からのヨーロッパ史の見直しを要請するこ
とで注目されているイギリスの歴史家バラクラフは、わ
が国でも翻訳された論文集『転換期の歴史』(一九五五年
刊)の中で、おおよそつぎのような趣旨のことを述べて
いる。すなわち、千年以上にわたる歴史的發展の過程
で、西ヨーロッパは三度大きな危機を通過りぬけて来た。
そして三回ともヨーロッパは革命的な大混乱を体験した
が、その混乱は既存の政治秩序をうちくだけただけでな
く、人びとの世界観、つまり神・自然・同胞に対する態
度を変えさせた。しかも三度ともヨーロッパは、弱体化

するどころかかえって強化されてたちあらわれ、新しい
エネルギーを身につけて来た。まずその第一の危機は、
一〇七三年教皇グレゴリー七世の就任にはじまり、五〇
年間、いな四分の三世紀間つづいた。それは醗酵醸成の
時代であって、その雄大さにおいて、他の二つの危機の
時代と並びうるものであると。バラクラフのいう他の二
つの危機とは、いうまでもなく一五一七年から一五五
年に及ぶ宗教改革の混乱と、一七八九年から一八一五年
にいたるフランス革命を中心とする混乱である。

こうしてバラクラフは、カノッサの屈辱(一〇七七年)
に端を発し、十二世紀の大半を蔽う時代を、一つには国
家の性格についての根本的な変化という面から、二つに
は新しい階級としての「騎士」の登場という社会構成の

変革の面から、三つには新しい世俗文化の創造という精神史の面から総括し、保守と革新、伝統的理念と新しい現実との相剋を背景に、フリードリッヒ・バルパロッサによる皇帝政策の厳正な位置づけをおこなおうと企てる。フリードリッヒ一世の位置づけはとにかくとして、叙任権争議につづく十二世紀を、ルターの宗教改革やフランス革命に匹敵する西ヨーロッパ史最初の画期とみるバラクラフの卓見には、正直に言って私は大きな同感をおぼえると同時に、深い敬意を表さざるをえなかった。

なぜなら、従来のヨーロッパ史の概説書、特にわが国におけるヨーロッパ史の研究においては、宗教改革やフランス革命は、それ自体大きな単独のテーマとしてとりあげられ、その歴史的意義の重要性については、いわば常識化された知識がすでにできあがっているのであるが、十二世紀の重要性については、そうしたとりあげがたさえ、ほとんどなされていないように見うけられるからである。

ところが多少とも中世史研究の途にわけ入り、ひるがえって中世一千年の社会と文化の発展を総観してみようと志した場合、政治・法制・経済・思想のあらゆる分野

で、叙任権争議を基点として大きな変化がおこったであろうことをどうしても拒むわけにはいかない。例えば貴族の系譜一つをたどってみても、カロリング王朝時代からルネサンス期にいたる間で、まさにこの時代が一つの切れ目、ないしは微妙な接点をなし、貴族の在り方が質的に変わっていることが読みとられる。バラクラフも指摘しているように、イギリス王の称号が、イギリス人の王(Rex Anglorum)からイギリスの王(Rex Angliae)に変わるのもこの時代のことである。しかもこの変化は、特定の国の特定の現象でなく、そのあらわれかたに種々バラエティーがあるにしても、変化の底流そのものは、まったく全ヨーロッパ的現象であったことが推測される。

もちろんそうはいうものの、歴史の発展のことであるから、地域による遅速の差があり、またはつきりと何年から変化するという性格のものではない。しかし大体において、十一世紀末葉にはじまり、十二世紀の全般にかけて、それ以前の中世前期とは質的にちがった社会となることだけは確実である。人はこの時をもって、はじめて「ヨーロッパ」が成立したと説くことも可能であろう。それほどに、十二世紀という時代は、ヨーロッパ史

の上での重要な世紀なのである。

従来の研究で、この問題がこのようなにはっきりと自覚されなかったわけは、一つには各国別の研究に重点が置かれ過ぎたという事情によるが、いま一つには、個々の事象、例えば叙任権争議をめぐる理念史とか世俗的民族文学の発生、あるいは古典荘園の解体とか都市の起源といったかたちで、いたずらに個々のものの起源をさかのぼるに急な論議が多かったせいであろう。従ってそうした反省の上に立って、いま一度われわれは、西ヨーロッパ社会発展のリズムという観点から、十二世紀を全体として見直さなければならぬ時にたちいたった次第である。しかしいまここで、十二世紀の位置づけについての私の新見解を結論的に述べる準備はない。私にいまできることは、いままでの貧しい研究の結果、私の頭にのこっている不完全かつ断片的な十二世紀像をつなぎあわせ、そこにどういう問題があるかの一端を指摘すること、ひいてはこのデッサンを手がかりとして、将来の自分の研究に対するせめてものきっかけをつかむことだけである。ヨーロッパの専門史家によって、あるいは「中世のルネサンス期」といわれ、あるいは「大開墾の時代」

と呼ばれ、あるいは「拡大の時代」といわれ、あるいは「開かれた世紀」と呼ばれ、またあるいは「商業の復活期」といわれる十二世紀、どの概説書をみてもバラ色の発展期のように説かれている十二世紀、それははたしてどういう時代であったのであろうか。

二 ヨーロッパの拡大と融合

十二世紀といえ、誰もが思い出すのは、おそらくあの相つぐ十字軍の遠征であろう。十字軍は一〇九六年にはじまり、一二七〇年の第七回十字軍までつづくとされているが、この運動の初期の精神は、実はイベリア半島のイスラム教徒に対するキリスト教徒の反撃、さらにはエルベ河流域におけるヴェント族への反撃(いわゆる *Wendenkreuzung*)と不可分の関連があり、そのあらわれかたや政治・経済的成果に大きな相違があったにしても、キリスト教徒による異教徒への共同戦線、つまり西ヨーロッパ諸民族の共同体意識の発現として、一応高く評価されなければならない。従ってこのことがまた、当然の結果として、いままで比較的静態的に部族別に小さく孤立していたヨーロッパ人の生活感情に、部族や民族

を越えた新しい国際感覚を植えつけ、特にイスラム世界とのじかの接触が、いままで想いもおよばなかったひろがりをもって、ロマンティックで冒険的な好奇心をそそり、ひいてはヨーロッパ外の文物に対する知的視野を飛躍的に拡大させたであろうことは、想像に難くない。

要するにそれは、外形的にみて最も顕著な、しかも最初のヨーロッパのエキスパンションであり、同時に意識の面でも生活様式の面でも、西ヨーロッパに大規模なインテグレーションをもたらした目にみえる契機であったのである。

しかし十字軍のような外形的事件の経過を追うことだけで、十二世紀の特徴をシンボライズするという立場には、私たちは大きな抵抗を感じる。なるほど十字軍の動機として教皇側からのほたらきかけを分析し、それに応じた皇帝や諸侯貴族の意識、あるいはその背景を追及することも、この時代を理解する大切な操作であろう。また十字軍によるイタリア都市の勃興とか、イスラム世界からの科学技術の輸入を強調することも、しばしばとられて来た方法である。しかし私たちにとって、それら以上に重大な関心事は、十一世紀末葉から十二世紀にかけ

て、西ヨーロッパ社会の内部に、一体どのような変化がおこったのかという問題である。それはもはや事件としてでなく、歴史発展のリズムとして内面的にとらえられなければならない。はたしてそのようなことが可能であろうか。

社会発展のリズムを、その前後の時代との比較で内面的に正しくとらえるということは、いづくしてなかなかむずかしいことである。なぜならそれは事件の歴史とはちがって、いつからはじまったと明言できない性格のものだからであり、理論的にはとにかく、すくなくとも歴史具体的には地域差がきわめて大きいからである。しかもそれにもかかわらず、従来なされた先学の諸業績に照して、十一世紀末から十二世紀にかけ特に顕著にあらわれる社会経済史的な変化の諸様相を指摘することは、さほど困難なことではない。そこで個々の現象の起源をさかのぼるという興味からではなく、主として十二世紀の一般的特徴と思われるもの、しかも誰もが一応は認せざるをえないであろう新様相の発現を挙げてみると、ほぼつぎの三つにまとめることができる。いうまでもなく、この三つは、相互に密接に関連しているのである。

(5) ヨーロッパ史における十二世紀

まずその第一は、すでにフランスの歴史家マルク・ブルックが強調したように、十一世紀後半からはじまる大開墾のうごきである。内陸の大開墾は、ただに旧フランス王国領に限った現象でなく、ドイツの諸地方はもちろん、イングランド、北欧諸国などでも、さかんにおこなわれた。その場合、フランスなどの旧ローマ帝国領にあっては、かつて一度耕されたことのある荒地の再開墾が多かったが、ゲルマン諸領域においては、森林をきりひらいての開墾、または沼沢地の干拓が圧倒的に多かった。また開墾の普及は、南ヨーロッパの乾燥した散村地帯においてよりも、アルプス以北の地域の方が、断然活発であった。従ってこの大開墾を考える際には、歴史地理学的考察とともに、基本的には人口増加をうながした理由が何であったかが問わるべきであるが、それと同時に、開墾が誰のイニシアティブでおこなわれ、また開墾農民の法的地位や団体意識が、その共同行為によって、どう変ったかが検討されなければならない。さらにこれと関連して具体的な農村の在り方、そのふえ方を考える場合、いわゆる本村と枝村とのあいだに、新たにマルク団体（マルクゲノッセンシャフト）という法関係が発生す

る可能性のあることも忘れてはならない。というわけは、かつてはマルク団体をもって古ゲルマン時代の遺制とみる通説がおこなわれたが、最近ではこの問題は、主として大開墾時代の新現象であることが立証されて来たからである。いづれにしても十一、二世紀の経過のうちに、西ヨーロッパの農業生産、従ってまた人口の収容力が、飛躍的に上昇したとみて、さしつかえない。しかもその生産様式は、主として三圃農法をとる密集村落と、それにのぞむ荘園支配であったわけで、八、九世紀のころに特定地域に発生し定着した農業経営および農民支配の新様式が、この時代にいたって、あたかも西ヨーロッパ農村の基本形態であるかのごとくみなされる結果をまねいたのである。

つぎに第二の顕著な動向は、内陸部の大開墾と呼応しておこった東ドイツへの植民運動である。まず最初はエルベの河口およびホルシュタイン地方からはじまって、エルベ・ザールの流域へ、ついでエルベを越えてはるか東方へとおしすすめられたこの植民運動は、その起源をもとめればオットー大帝時代にまでもさかのぼるが、これが最高潮に達するのは、ザクセンのハインリッヒ獅子

公やブランデンブルク辺境伯領の基礎をつくったアルプレヒトの時代、つまり十二世紀の中葉からであり、バルト海商業を通じての都市的植民の基地リューベックの建設も、まさに一一五八年の出来事であった。東ドイツ植民運動は、ヘルモルトの『スラヴ族年代記』にあきらかのように、ドイツ各地はもちろん、遠くライン河口の低地地帯やフランドル地方の農民によびかけての大運動であった。経済発展の途上にある西ヨーロッパの農民が、なぜ「自由」をもとめて異民族のいる未開発の地方へ植民したのか、という興味ある問題は、のちに述べる都市勃興の内面的な事情の分析とともに、私自身の大きな関心事である。これについての私見は次節で触れるとして、とにかくこの植民運動を契機に、古い部族別の法規範や生活感情が急速に崩壊し、新しい地域集団の秩序がうまれて来たであろうことが予想される。そのことと並んで、古い古典荘園支配とは別個の支配形態が、その出生身分のいかんにかかわらず、「自由」であるべき移民集団の上に、どのようにしてうちたてられたかが、法制史的にみた重要な課題であろう。このような植民地域から、のちにプロイセンやオーストリアのような大きな指

導的政治形態が発生するということのかかわりあい、この問題を追及することも肝要である。

最後に第三は、いうまでもなく中世都市の勃興という問題である。ペルギーの歴史家アンリ・ピレンヌの諸著によって、すでに常識化している「商業の復活」という現象は、その後の歴史家、特にドイツの法制史家により、中世都市の起源論にすりかえられる危険をふくんで来たが、ここで私たちに問題なのは、どうした制度が中世都市の起源として最も大切であったかということよりも、むしろ十一、二世紀にいたって商業が復活するということの経済構造論、すなわち封建社会における商業の正しい位置づけの考察である。しかしこのことを解くためには、一つには具体的な地域社会の経済構造を、農村との関係、とりわけ商品生産と商品流通、ないし市場構造の問題として分析する必要がある、いま一つには、遠隔地商業と局地的市場圏とが、どういう理論的関連を維持したかが、明らかにされなければならない。例えばピレンヌが商業復活の二大基地として重視するライン下流低地地方の一帯と、北イタリアのポー流域の地帯とは、はたして共通の経済的環境に置かれていたのか、そ

れともそれぞれにちがった条件のもとで、たまたま時を同じうして商業の復活をもたらしたのであろうか。ラインの低地地帯については、その集落形態の特殊性から生ずる特産物生産の盛況と市場構造との適合関係が説明されるであろうが、北イタリアについては、そうしたことは別に、南イタリアにおけるノルマン支配の影響、ビザンツおよびイスラム世界との国際的経済環境の特殊性などが重視されるべきであろう。要するに商業の復活といっても、その復活をうながした原因には、地域によってそれぞれ異ったものと共通のものが複雑にからみあっていたわけである。そしてまた都市の勃興一般の問題は、東ドイツ植民運動の場合と同様、一体誰が、どういう理由で、農村から都市へ移住したのか、という厄介な課題をふくんでいる。

いずれにしても、上述三つの現象は、十二世紀をいさどる顕著な特色であり、中世前期とは比較にならない活発さで、農民や市民の移動性が高まったことを証明している。その結果として、もはや自分の属する部族や種族、あるいは民族が問題ではなく、従ってまた出生身分が決定的意義をもつのではなく、自分たちが住んで

いる地域社会の法秩序の確立が問題となって来た。法制史的にいえば、法の属人主義から属地主義原理への転換である。それはまた、十字軍の影響をもふくめて、西ヨーロッパの拡大と融合の第一段階であると同時に、その上にのぞむ支配権力の質的変化、ひいてはそれに対抗する新しい法理と団体意識の形成をとまわずには措かなかった。

以上述べたところを生産力という面からみるならば、ゲルマン地域への三圃農法の普及伝播と一部特定地域の特産物生産によって、着実に漸増する人口は、内陸開墾、東ドイツ植民、都市への流入という大きなはけ口を与えられ、いよいよもって流動的となったことを意味する。政治史的にいえば、東方異民族の侵入という西ヨーロッパの外患は一応去り、北方ノルマン民族は漸次にキリスト教化し、かれらによる冒險的な南イタリアおよびイングランドへの侵入・建国も一段落して、カトリック世界としてのまとまりがほぼ達成されたかにみえる。また経済史的にいえば、有無相通する西ヨーロッパ的交易体制の基礎ができあがり、その全体がイタリアを窓口としてビザンツおよびオリエントにつながることとなった

ことを意味する。

多くの歴史家は、このめざましい拡大と融合の現象を指摘して、十二世紀の順調な経済発展を説き、イスラム世界にとりかこまれていたフランク王国時代以来のヨーロッパは、ここにはじめて守勢から攻勢に転ずる素地を築きあげたものと断定する。私たちもまた、すくなくとも現象的には、この判断に賛成せざるをえない。しかしそれがはたしてバラ色の世紀であつたろうかという段になると、問題はそれほど簡単ではない。なぜなら、一般民衆の生活水準が高まり、生産力が増大しているはずの時に、どういうわけで妻子をつれ、住みなれた農村を離れて植民運動に参加したのであるうか、誰が都市に流入して手工業者になったのだろうか、十字軍に参加した下級騎士や従士たちの運命はどうであつたのだろうか、一般的にいつて、十一、二世紀に貴族の系譜に大きな断絶が認められるのはどうしてなのだろうか等々、要するに当時の社会の内側にはいつて考察した場合、そこには容易ならぬ社会構造の変革があつたことをのびがすわけにはいかない。冒頭に述べたように、バラクラフもこのことに着目し、それを国家性格の変質、騎士階層の登場、

世俗文化の誕生としてとらえているのであるが、私としては、まったくそれと同じ問題を、いますこし基本的な面で、しかもいま私の頭にある問題だけを、いわば例示的に指摘してみたいと思う。

三 社会構造の変革

以上は、いわば目にみえるかたちでおこつた十二世紀の顕著な現象であり、どの概説書にも一応ふれられているところである。しかしこれを単に「めざましい発展」として叙述するだけでは、中世社会は原理的に一色のものとなり、近世社会への発展の契機をつかむことはできない。いなそれどころか私たちは、バラクラフにならつて、まさにこの世紀の中に、中世一千年を前後に二分する社会構造の大変革があつたことを指摘したいのである。ではどのような変化が、当時の社会の内部で徐々におこつていたといえるであろうか。これを系統だつてあつづけ、全体としての変革を理論的に総括する準備は、いまの私には欠けているが、さしあたり重要と思われる二、三の点について、若干の説明をほどこしてみたい。まずその第一は、「支配」という概念の変化である。も

とも支配概念は、ローマ法とゲルマン法とは根本的なちがいがあり、史料へのあらわれかたも、個々の史料の作成事情に左右される傾きがあるが、ごく大ざっぱにいつて、中世前期の国家形成は、所領の恩貸関係よりも、主従関係、すなわち具体的な人に対する支配の方が、一層重要な紐帯をなしていた。それゆえ歴史家は、その時代の国家のことを、特に人的結合国家と呼ぶのである。

ところが十二世紀にはいると、この人的結合に重点を置く国家形成は後退し、別個の原理、つまり領域支配に重点を置く諸政策が顕現する。この政策は、ドイツにあっては王家をもふくめた高級貴族のいわゆる領邦(テリトリウム)政策というかたちをとり、イギリスやフランスにおいては、封建諸侯を統御する強力な中央集権への傾斜を決定づける。その場合、何がそうした強大な権力を築く背景をなしたのが問題であるが、ドイツでは高級貴族のイニシアティブによる大規模な開墾ないし植民と新しい都市の建設が、フランスでは勃興する市民と王家との特殊な封建関係が、イギリスではもともとノルマン王朝による征服国家であったという事情が、大きく作

用していたことを忘れてはならない。またこの傾向は、当然の帰結として、一方では具体的な土地領主であるということとは別個の高い次元での高権ないし主権の概念を強化し、他方では領域支配のためのアバラートとしての家臣団をうみいだす必要をつよめた。特にドイツで顕著なように、元来非自由な身分であったものが、自由人や下級貴族と合流して、帝国家臣団(ライヒスミニステリアーレン)その他王侯貴族の家臣となり、やがて「騎士」(リッター)という新しい社会階級を自覚するにいたるのは、まったくこの変化のたまものである。ヨーロッパではそれ以前に、社会階級としての騎士なるものは存在しなかった。

第二は、上述のことと密接に関係のある支配構造の変化についてである。これを説明するためには基本的には、いわゆる古典荘園の解体過程を述べなければならぬが、ここではその説明は省略し、結論だけをいえば、つぎのごとくである。すなわち八、九世紀カロリング王朝時代に普及した荘園支配は、王領地ならびに荘園主庁近傍の聖俗両界所領の農村をのぞけば、原則として一村多領主制であり、その限りでは土地領主(グルントヘル)

であることを根拠に、広範囲の一円支配を形成することは、きわめて困難であった。そういう時代に一応の秩序が維持されたのは、一方では王権から流出した何らかの官職的権限の担い手の力によるものであり、他方では土地領主の私的な直接支配が滲透していたためである。しかしこの点の正確な説明は、残念ながらいまだ充分にはなされていない。

ところが十二世紀になると、複雑な地域差があるにせよ、地代の金納化が普及する。地代を旧来の賦役労働でなく、一定量の生産物、とりわけ一定額の貨幣で支払えばよいということは、農民を土地への緊縛から解放することを意味する。たまたま時を等しうして各地に市場が設けられ、都市が勃興することとなると、農民のあいだに貧富の差が発生するチャンスが与えられると同時に、土地領主と農民との関係は、単なる貨幣関係に転じかねない状況になって来た。

この面だけを見ると、農民の生活環境や経済状態は、格段に改善される可能性があるように思われるが、実はそうはならないで、この変化とまったく表裏の関係をもちつつ、同じ時代に、別個の次元の支配が形成せられ、

それが新たに農民や市民を収奪する権力の担い手となって登場した。裁判領主、ブルク領主あるいは城主制の成立などといわれるのがそれである。この新しい封建領主は、いうまでもなく土地領主(グルントヘル)を兼ねている場合が多いが、しかしグルントヘルであるということが、その権力の源ではなく、他のグルントヘルたちが持っていない高級の裁判権並びに軍事権のシンボルである城(ブルク)をもち、そのブルクを本拠として一円的な領域に対する治安と警察の任にあたらうとするとところに特色がある。しかもそれは、上から制度的に一挙に設置されたものではなく、複雑な権原と法理と実力行使によって、多種多様な経過でつくり出されたものである。またかれらは、聖界の守護権(フォークタイ)を獲得することによって、いよいよ自己の勢力圏の拡大を競った。さきに一言したテリトリウムの形成というドイツの状況も、このような支配構造の変質の上になされたものである。ひとたびこうした高次の支配権がうまれると、城主はその勢力圏の住民に対し、地代とはちがった一般的課税をおこなう法理をうちたてる。租税の起源はここに発すると同時に、農民はいわば二重の収奪をうけるこ

となり、領主対農民の關係は、グルントヘル対領民ではなく、ブルク領主対農民の方に重点が置きかえられることとなった。

私がさきに貴族の系譜に断絶ないし切れ目が認められるといったのは、このことであり、十一世紀末から十二世紀にいたって、貴族の呼び方が、旧來のように名前だけでなく、名前とともに、例えば Herr von Ronsberg, Herr von Ursin, Graf von Oehningen, Freiherr von War-tenberg 等々のように、必ずその支配の本拠である地名ないしブルク名がくっついてあらわれ、それ以前の貴族群との関連が容易に判明せず、さらに厄介なことには、地名やブルク名がやがてその貴族の家名に変じてしまうことさえ稀れではない。十一世紀までの貴族と、十一世紀後半以降の貴族とのつながりを内容的に分析することは、特殊な高級貴族をのぞいては非常にむずかしい。それはたしかに上述したような社会構造の変革の反映なのである。

第三に指摘しなければならないのは、身分観の基準の変化という問題である。わが国ではヨーロッパ封建社会の身分として、王侯貴族・聖職者・騎士・市民・農民と

いう序列が、あたかも日本の士農工商のように、最初から市民革命まで厳存したかのような錯覚がおこなわれている。しかしこれは誤りであり、このような身分観ができたのは、ようやく十二世紀にはいつてからであった。それ以前の時代にも、もちろん聖職者や實際上の騎士や農民がいたが、身分観の基準はあくまでも「自由」の有無であって、同じ農村をとってみても、その中には自由な農民もおれば、非自由・半自由の農民もあり、さらに地域別にはきわめて複雑な身分観や家の格づけがおこなわれていた。こうした慣行や伝統は一挙に解消するものではなく、なお永く後世までのこるが、そのことは別に、前述の構造変革により、多様な農民が自由の有無にかかわりなく、一括した「農民」としてブルク領主に対抗するきっかけをつかんだ。それとともに、領主に対抗する村落共同体の意識をつよめ、理念として古き慣行を固守して領主の恣意的な支配を排除するため、ここに村落の裁判集会をもつこととなった。村方裁判集会の実際上の運営には、領主側の意向が反映した例も多いが、しかし、時いたればこれが農民をいわば「村ぐるみ」に団結させる拠点となったことだけはみのがせ

ない。

村落共同体の自覚と「農民」という階級意識の誕生とは、実は勃興する都市の住民に「市民」という意識を植えたのと、まったく同じ関係であり、その意味からしても、村落共同体と都市共同体の成立は、十二世紀という時代の一般的な社会変革の波に乗せて考察されなければならぬ。同じ経過のあいだに「騎士」という新しい身分が生まれた事情については、さきに述べた通りである。

社会学者はこれを出生身分(Geburtsstand)から職業身分(Berufsstand)への転換というが、社会変革の内容にはいつてゆけば、この変化はしかく簡単なものではない。ましてや社会階層の上昇下降のスピードとその難易度、すなわちソーシャル・モビリティの問題として、西ヨーロッパ諸国の封建制を比較しようと思うならば、この変化の個別具体的な系譜調べが重要な研究テーマとなるのである。しかしいずれにしても、十二世紀にできた新しい身分基準は、わが国の場合とはちがって、いわば一種の国際的な身分観であり、各身分の生活様式や生活感情には、国を越えた共通性があった。特に十字軍に

刺戟された貴族や騎士に、その共通性がつよかったことは、周知のことからである。

最後に、第四の問題として、このような一見経済発展のめざましい時代に、どうして東ドイツや勃興する都市へと離村するものが続出したのであろうかということを考えてみたい。

ところで、この最も興味ある問題に、直接答えてくれるような史料は、問題の性質上、皆無にちかい。ロジカルに考えて、そこにこのような疑問を提起することができても、具体的事例に即して一般的結論をひき出すのは至難の仕事である。そこでやむなく若干の史料や先学の研究をたよりに、この難問に対する私なりの考えを述べ、本稿の結語に代えたいと思う。

いままで述べて来たように、十二世紀は一般的にいて、社会が流動性を獲得した時代であり、それだけに古い共同体の枠からとび出した個人にとっては、その努力と幸運により、利潤を獲得して財をなすチャンスにめぐまれていた。ピレンヌが資本家に系譜はなく、要するに成り上りものであったと説き、その具体例としてしばしば引用する「聖ゴドリック伝」のごとき事例は、おそら

く数限りなく存在したのである。従って成立期における都市のギルドやツunftを調べてみても、そこには基本的に活達にして自由な精神がみなぎっており、決して十四世紀中葉以降のギルドのように、排他的・独占的な固定化した制度ではなかった。

しかし社会が流動的となり、民衆に移動の自由が与えられ、利潤を獲得するチャンスがそこに存在するという状態は、いうまでもなく個人の能力がものをいう時代となったことを意味する。世俗的文化の誕生という精神的現象も、このことと無関係ではありえない。

このことはまた農業生産の在り方とも関連する。すなわち従来どこの村においても主穀をつくり、すっぱい葡萄酒をつくり、できるだけ自給自足であることを理想としていたのが、いまやその自給自足の必要がなくなり、特産物生産にめぐまれた地域の製品や産物を市場で購入すればよいということになって来た。この変化は決して一挙におこるわけではなく、なお長くアウタルキーの性格を保持した農村もきわめて多いが、都市の発生にめぐまれた地方ほど、すみやかにそのアウタルキーが崩壊せざるをえなかった。ライン河口からフランドル、北フラ

ンスにかけての農村の変質は、最も雄弁にこのことを物語っている。

以上の変化は、大きな立場から見れば、封建社会の内部に、社会経済発展の不均衡が顕現したことを意味する。一方で個人の能力が自覚され、他方で地域別の不均衡が生ずると、そのことから直ちに民衆の生活感情に不安と不満が醸成される。このことは、経済状態が絶対的な意味で向上したという事実とは、一応かわりのない社会動向である。

つぎにいま一つの問題は、農村の内部で貧富の格差が大きくなる可能性が生じた時に、農民は村落共同体を自覚してその法的な団結をつよめ、従来のグルントヘルに對してではなく、新しい封建領主としての裁判領主ないしブルク領主に對抗する姿勢をととのえたという点である。新しい領主は、領域内の住民にその生命と財産の安全を保障してやるという実力のゆえに、課税の法理をつかむのみならず、領主的生活を保持するための奢侈ぜいたくから、しばしば農村の入会地を一方的に侵害する行動に出ることとなった。例えば、狩猟のために広範囲な森林をわがものにするとか、入会地の木材を勝手にきり

とるとか、牧草地を領主の独占にするといった行為が、十二世紀にはいると俄然多くなり、そのことと並んで、農民は領主の「恩恵」によって生計をたてているのだという思想をおしつけて来た。農民の側からすれば、古いゲルマン的な総有の考えが入会地利用の根底をなしていたが、いまや公法と私法、私有と共有、支配と隷属といったいわばローマ法的なものの考え方が、支配者の側から漸次に押しつけられ、その基準に従って、複雑多様な社会の実態を順次に整理するという傾向が生じた。東ドイツへの植民に参加した農民の故郷の村方記録を検討してみると、すでに十一世紀の末葉から、こうした領主による入会地侵害が、民衆の不満不平の理由となっていたことがわかる。十六世紀の農民戦争の際にあらわれる農民による「古きよき慣習」を死守しようとのうごきは、つぶさに調べると、はやくもこの十一、二世紀から散発的にあらわれていたといえるのである。だからこそ、農民戦争は、一つの村における富農と貧農の闘争というかたちをとらず、大部分は村ぐるみ、町ぐるみの闘争であったのである。

ローマ法の継受ということが、法制史の重大なテーマ

となっているが、できあがった学説や法体系の継受でなく、上述のように、社会生活の隅々に、まず法意識の变化として、どういう問題がおこったのが追及されなければならぬ。そしてそれがますます高次の支配者によって利用せられ、それに抵抗する団体の法理が、農民や市民のあいだから主体的にうみいだされるというところに、西ヨーロッパ的団体形成の特色を読みとるべきであろう。ここでもまた私たちは、ローマ法とキリスト教の精神、さらにゲルマン法の考え方が、歴史具体的な生活に即して絶えず押しあっていた法理の相剋関係を認めることができる。

以上、はなはだ粗雑であるが、十二世紀の社会について私の頭にある画像を述べ、そこにふくまれている問題を指摘した。しかしこの画像は、実は絵にはなっていないわけで、この全体を十字軍をもふくめて相互に結びつけ、中世社会の発展過程における十二世紀の大変革を、いわば理論的に位置づけるという課題がのこっている。私は今後この問題を、農民戦争や近代国家の成立に照準をあわせながら、追及してゆきたいと考えている。

(一橋大学教授)